



熊本県公報

第 1 1 8 3 0 号

平成 21 年 8 月 7 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 保安林の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (森林保全課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (高齢者支援総室) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 4
- 指定居宅介護支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 5
- 指定居宅介護支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 5
- 熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画・・・・・・・・ (水産振興課) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (高齢者支援総室) 6
- 指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 6
- 指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 7
- 指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 7
- 指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 7
- 指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 7
- 指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 7
- 軽油引取税の特約業者の指定の取消し・・・・・・・・・・・・・・ (税務課) 7
- 農作物共済の基準区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (団体支援総室) 8
- 種畜証明書交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (畜産課) 8
- 障害者自立支援法に基づく事業者の辞退・・・・・・・・・・・・ (障害者支援総室) 8
- 障害者自立支援法に基づく事業者の廃止・・・・・・・・・・・・ (//) 8
- 道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (道路保全課) 9
- 指定居宅介護支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (高齢者支援総室) 9
- 保安林の指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (森林保全課) 9

公 告

- 宇城都市計画区域整備・開発及び保全の方針の変更に関する公聴会開催に係る公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (都市計画課) 9
- 八代都市計画区域整備・開発及び保全の方針の変更に関する公聴会開催に係る公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 10
- 土地改良区役員退任及び就任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (農村計画・技術管理課) 11
- 団体営土地改良事業の工事完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 12
- 県有財産の売却・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (管財課) 12
- 球磨郡山江村鍋ノ平における入会林野整備計画の認可・・・・・・・・ (林業振興課) 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (商工政策課) 13
- 技能教育施設の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (高校教育課) 14
- 衆議院議員総選挙における選挙人名簿登録基準日等及び在外選挙人名簿に係る縦覧の期間・・・・・・・・・・・・ (選挙管理委員会) 14
- 個人演説会の施設の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 14
- 指定講習機関の名称及び住所の変更告示・・・・・・・・・・・・ (運転免許課) 15
- 運転免許取得者教育の認定を受け同教育を行う者の名称及び住所変更告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 15

告 示

熊本県告示第 7 2 8 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 5 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 2 1 年 8 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上天草市龍ヶ岳町大道字高尾山 3 9 1 5 番 1、字馬転 3 9 2 7 番、3 9 3 0 番、3 9 7 7 番から 3 9 8 0 番まで、3 9 8 0 番 2、3 9 8 2 番から 3 9 8 4 番まで、4 0 1 1 番、4 0 1 8 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字馬転 3 9 3 0 番・3 9 7 8 番・3 9 7 9 番・4 0 1 1 番（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 7 2 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 8 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
上天草市大矢野町維和 1 7 9 9 番地 1 訪問介護 すずらん	株式会社天領	平成 2 1 年 8 月 1 日

熊本県告示第 7 3 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 1 年 8 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
上天草市大矢野町維和 1 7 9 9 番地 1 訪問介護 すずらん	株式会社天領	平成 2 1 年 8 月 1 日

熊本県告示第 7 3 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 8 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
コスモピア益城 ヘルパーステーション 上益城郡益城町木山 3 7 2 番 1	医療法人堀尾会	平成 2 1 年 8 月 1 日

熊本県告示第732号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
コスモピア益城 ヘルパーステーション 上益城郡益城町木山372番1	医療法人堀尾会	平成21年8月1日

熊本県告示第733号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション椿熊本事業所 熊本市帯山五丁目10番29号	株式会社住心	平成21年8月1日

熊本県告示第734号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション椿熊本事業所 熊本市帯山五丁目10番29号	株式会社住心	平成21年8月1日

熊本県告示第735号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ツクイ田井島 熊本市田井島二丁目1番6号	株式会社ツクイ	平成21年8月1日

熊本県告示第736号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ツクイ田井島 熊本市田井島二丁目1番6号	株式会社ツクイ	平成21年8月1日

熊本県告示第737号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
維和デイサービスセンター 上天草市大矢野町維和1799番地1	株式会社天領	平成21年8月1日

熊本県告示第738号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
維和デイサービスセンター 上天草市大矢野町維和1799番地1	株式会社天領	平成21年8月1日

熊本県告示第739号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス薫寄堂 山鹿市山鹿1009番地1	社会福祉法人福寿会	平成21年8月1日

熊本県告示第740号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス薫寄堂 山鹿市山鹿1009番地1	社会福祉法人福寿会	平成21年8月1日

熊本県告示第741号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアプランセンター阿蘇ふれあい 阿蘇市内牧601番地6	株式会社エルピーダ	平成21年8月1日

熊本県告示第742号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス草泊まり 阿蘇市内牧 6 0 1 番地 6	株式会社エルピーダ	平成 2 1 年 8 月 1 日

熊本県告示第 7 4 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 1 年 8 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス草泊まり 阿蘇市内牧 6 0 1 番地 6	株式会社エルピーダ	平成 2 1 年 8 月 1 日

熊本県告示第 7 4 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 1 年 8 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアサポートセンターつくし 阿蘇市内牧 2 0 7 番地	合同会社つくし	平成 2 1 年 8 月 1 日

熊本県告示第 7 4 5 号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 4 条第 7 項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成 2 1 年熊本県告示第 3 2 号）を次のとおり変更したので、同条第 1 0 項において準用する同条第 5 項の規定により公表する。

なお、変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。
平成 2 1 年 8 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
 - (1) 本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供するという重要な役割を担っている。
また、水産業は、県内の沿海地域において地域経済を支える重要産業としての位置を占めており、活力ある地域社会を維持していく上でも重要な役割を果たしている。今後とも、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。
 - (2) 本県水域は、広大な干潟漁場を有する有明海、外洋に面した天草西海、島々の点在する不知火海と変化に富んでいるため、多種類の魚介類が生息し、我が国固有数の漁場を形成している。
しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にある中で、本県海域における海面漁業生産量も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。
今後ともこのような状況が継続すれば県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済発展への重大な支障となるおそれがある。
 - (3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として、多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。
今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画（法第 3 条の基本計画をいう。）により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な措置を講じることとする。
 - (4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。
 - (5) また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。
このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心

- とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
 また資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業等を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条の協定制度をいう。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項
 第一種特定海洋生物資源の平成20年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
 【まあじ】
 平成20年1月から同年12月まで 若干
 【まさば及びごまさば】
 平成20年7月から平成21年6月まで 若干
 第一種特定海洋生物資源の平成21年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
 【まあじ】
 平成21年1月から同年12月まで 若干
 【まいわし】
 平成21年1月から同年12月まで 若干
 【まさば及びごまさば】
 平成21年7月から平成22年6月まで 若干
- 3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
 【まあじ、まいわし、まさば及びごまさば】
 中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度（法第13条の協定制度をいう。）の普及及び定着を図ることとする。
 また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。
- 4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。
 (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

熊本県告示第746号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年8月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
コスモピア益城訪問看護ステーション 上益城郡益城町木山372番1	医療法人堀尾会	平成21年8月1日

熊本県告示第747号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成21年8月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
コスモピア益城訪問看護ステーション 上益城郡益城町木山372番1	医療法人堀尾会	平成21年8月1日

熊本県告示第748号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年8月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーションきらら 宇土市浦田町313番地	株式会社翔栄	平成21年8月1日

熊本県告示第749号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成21年8月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーションきらら 宇土市浦田町313番地	株式会社翔栄	平成21年8月1日

熊本県告示第750号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年8月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

（訪問リハビリテーション）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問リハビリテーションけいが 宇土市上網田町3676番地	医療法人社団小田会	平成21年8月1日

熊本県告示第751号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成21年8月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防訪問リハビリテーション）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問リハビリテーションけいが 宇土市上網田町3676番地	医療法人社団小田会	平成21年8月1日

熊本県告示第752号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年8月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

（短期入所療養介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
医療法人青葉会柿の実苑 玉名市中字池尻1115番地	医療法人青葉会	平成21年8月1日

熊本県告示第753号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成21年 8月 7日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	代 表 者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社健軍石油	代表取締役 田川 清英	熊本市健軍三丁目24番30号	平成21年6月23日

熊本県告示第754号

平成12年9月6日熊本県告示第724号（農作物共済の基準）の一部を次のように改め、平成21年8月7日から適用する。
平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表水稻の項中「熊本市」を「熊本市（熊本市富合町の区域を除く。）」に、「荒尾市」を「熊本市（熊本市富合町の区域に限る。）」、荒尾市」に改める。

熊本県告示第755号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。
平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検 査 日	種畜証明書 番号 (平21熊本 県臨)	名号	品 種	検 査 成 績	飼 養 者	検 査 場 所
平成21年 7月17日 (金)	第1号	マルトオーカン	半血種	2級	古閑清和	菊池郡 菊陽町
	第2号	松彩ETI2	褐毛和 種	1級	独立行政法人 家畜改良セン ター熊本牧場	玉名市 横島町

熊本県告示第756号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により特定旧法指定施設から指定の辞退があったので、同法第51条の規定により公示する。
平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定辞退年月日	事業所番号	サービスの種類
第二おぐに学園 阿蘇郡小国町大字宮原2617番地	小国町 阿蘇郡小国町大字宮原1567番地の1 北里 耕亮	平成21年 9月30日	4311310025	知的障害者 更生施設

熊本県告示第757号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
第二おぐに学園短期入所事業所 阿蘇郡小国町大字宮原2617番地	小国町 阿蘇郡小国町大字宮原1567番地の1 北里 耕亮	平成21年 9月30日	4311310025	短期入所

熊本県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成21年8月7日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	梶屋多良木線	球磨郡多良木町大字黒肥地字大野 8714番1地先から 同所 8717番5地先まで	67.0	単道改 (改築 による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成21年8月7日

熊本県告示第759号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所なやんでもよ かばい 山鹿市山鹿523番地	医療法人社団星愛会	平成21年8月1日

熊本県告示第760号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により次のように保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除に係る保安林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町登立字尾越中新地13602番1、宇上治郎田10302番、大矢野町中字西小亀4793番1・4835番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第426号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定により、宇城都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開催日時
平成21年9月6日（日）
午前10時から午前12時まで
- 開催場所
宇城市松橋町久具400-1
熊本県宇城総合庁舎3階大会議室
- 意見を求める都市計画の素案
宇城都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 公述の申出について
変更後の宇城都市計画区域（現松橋不知火都市計画区域、現小川都市計画区域の全域及び旧松橋町竹崎地区の一部）内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする

者は、公述申出書（別記様式）に記入のうえ、来る平成 2 1 年 8 月 3 1 日（月）までに、持参、郵送又は電子メールにより次のとおり提出すること。

- (1) 持参により提出する場合の提出先
7 に同じ
- (2) 郵送、電子メールにより提出する場合の提出先
熊本県宇城地域振興局土木部技術管理課
〒 8 6 9 - 0 5 3 2 宇城市松橋町久具 4 0 0 - 1
e-mail : udogikan@pref.kumamoto.lg.jp

5 公述人の選定について
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。

意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。この場合は、その旨を本人に通知する。

なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。

6 傍聴について
公聴会は、原則として自由に傍聴できる。

7 関係図書の見学場所及び公聴会に関する問い合わせ先
熊本県宇城地域振興局土木部技術管理課、熊本県土木部都市計画課、宇城市土木部都市整備課、宇城市不知火支所総合窓口課、宇城市小川支所建設課
(別記様式)

公 述 申 出 書

私は、来る 9 月 6 日に開催される宇城都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会で、下記のとおり意見を公述したいので申し上げます。

記

意見の要旨及びその理由（別紙可）

平成 年 月 日

公述申出人
住所
氏名
電話番号

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

※ 公述申出書は A 4 版とし、意見の要旨及び理由は 4 0 0 字以内で簡潔に記載すること。

熊本県公告第 4 2 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 1 項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和 4 5 年熊本県規則第 4 7 号）第 2 条の規定により、八代都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成 2 1 年 8 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成 2 1 年 9 月 5 日（土）
午後 1 3 時 3 0 分から午後 1 5 時 3 0 分まで
- 2 開催場所
八代市西片町 1 6 6 0

- 3 熊本県八代総合庁舎 5 階大会議室
意見を求める都市計画の素案
- 4 八代都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
公述の申出について
変更後の八代都市計画区域（旧八代市、旧鏡町及び旧千丁町の全域）内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入のうえ、来る平成 21 年 8 月 31 日（月）までに、持参、郵送又は電子メールにより次のとおり提出すること。
（1）持参により提出する場合の提出先
7 に同じ
（2）郵送、電子メールにより提出する場合の提出先
熊本県八代地域振興局土木部技術管理景観課
〒 8 6 6 - 8 5 5 5 八代市西片町 1 6 6 0
e-mail : yatsudogikan@pref.kumamoto.lg.jp
- 5 公述人の選定について
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することができる。
意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。この場合は、その旨を本人に通知する。
なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。
- 6 傍聴について
公聴会は、原則として自由に傍聴できる。
- 7 関係図書の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先
熊本県八代地域振興局土木部技術管理景観課、熊本県土木部都市計画課、八代市建設部都市計画課、八代市鏡支所総務課、八代市千丁支所総務課
（別記様式）

公 述 申 出 書

私は、来る 9 月 5 日に開催される八代都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会で、下記のとおり意見を公述したいので申し出ます。

記

意見の要旨及びその理由（別紙可）

平成 年 月 日

公述申出人
住所
氏名
電話番号

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

※ 公述申出書は A 4 版とし、意見の要旨及び理由は 4 0 0 字以内で簡潔に記載すること。

熊本県公告第 4 2 8 号

球磨郡湯前町に事務所を置く上球磨土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 8 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	中島 裕	球磨郡湯前町 9 9 3 番地
理事	蓑田 敏次	球磨郡湯前町 3 0 7 5 番地 1
理事	横矢 栄次	球磨郡湯前町 4 7 6 2 番地 2
理事	尾方 篤義	球磨郡湯前町 1 7 6 9 番地 3
理事	那須 利幸	球磨郡湯前町 2 5 0 2 番地
理事	荒川 廣文	球磨郡湯前町 2 0 4 7 番地 1
理事	森 保孝	球磨郡湯前町 3 1 0 8 番地 1
理事	西 岩人	球磨郡湯前町 4 3 5 2 番地
理事	東 朝生	球磨郡多良木町大字多良木 1 2 8 8 番地 2
理事	湯前 健二	球磨郡多良木町大字多良木 1 0 8 6 番地
理事	中岡 守	球磨郡多良木町大字久米 7 2 6 番地 2
理事	稲田 久	球磨郡水上村大字岩野 1 0 5 2 番地
理事	永田 市雄	球磨郡湯前町 4 0 5 7 番地 1
理事	針馬 力盛	球磨郡多良木町大字多良木 1 7 4 3 番地
理事	幸野 文生	球磨郡水上村大字岩野 1 8 2 番地 1
監事	内田 清一郎	球磨郡水上村大字岩野 6 6 4 番地
監事	岩本 幾生	球磨郡多良木町大字多良木 2 0 6 7 番地 2
監事	森山 昭敏	球磨郡湯前町 3 0 5 3 番地
就任		
理事	中島 裕	球磨郡湯前町 9 9 3 番地
理事	東 振作	球磨郡湯前町 3 0 6 8 番地
理事	横矢 栄次	球磨郡湯前町 4 7 6 2 番地 2
理事	尾方 篤義	球磨郡湯前町 1 7 6 9 番地 3
理事	那須 利幸	球磨郡湯前町 2 5 0 2 番地
理事	荒川 廣文	球磨郡湯前町 2 0 4 7 番地 1
理事	森 保孝	球磨郡湯前町 3 1 0 8 番地 1
理事	西 岩人	球磨郡湯前町 4 3 5 2 番地
理事	東 朝生	球磨郡多良木町大字多良木 1 2 8 8 番地 2
理事	湯前 健二	球磨郡多良木町大字多良木 1 0 8 6 番地
理事	中岡 守	球磨郡多良木町大字久米 7 2 6 番地 2
理事	稲田 久	球磨郡水上村大字岩野 1 0 5 2 番地
理事	溝辺 司	球磨郡湯前町 1 5 5 番地 2
理事	針馬 力盛	球磨郡多良木町大字多良木 1 7 4 3 番地
理事	幸野 力	球磨郡水上村大字岩野 3 8 7 番地
監事	内田 清一郎	球磨郡水上村大字岩野 6 6 4 番地
監事	岩本 幾生	球磨郡多良木町大字多良木 2 0 6 7 番地 2
監事	森山 昭敏	球磨郡湯前町 3 0 5 3 番地

熊本県公告第 4 2 9 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 2 1 年 8 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	大園	平成 1 9 年 9 月 2 0 日	平成 2 0 年 3 月 2 4 日	玉名市

熊本県公告第 4 3 0 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 2 1 年 8 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
所在 球磨郡球磨村大字神瀬甲字茂賀利山1012番2
地目 宅地 地積 207.98平方メートル(実測)
最低売却価格 553,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所
平成21年9月11日(金) 午前11時
球磨郡球磨村渡丙1730
球磨村役場3階 会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。
(1) 提出方法 持参又は郵送による。
(2) 提出期限 平成21年9月4日(金) 午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成21年9月25日(金) 午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
(2) 契約締結場所 別途指定する。
(3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
(4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

熊本県公告第431号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第11条第1項の規定により、球磨郡山江村に事務所を置く鍋ノ平入会林野整備組合代表者藤田豊から申請のあった鍋ノ平入会林野整備計画を平成21年7月30日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。
平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第432号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により平成21年3月10日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
平成21年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロッキーマン世安店
熊本市世安町字大畑378-4

- 2 熊本市の意見の概要
- (1) 駐輪場の計画について、現在の計画では牛深店での実測を参考に積算されているが、熊本市の既存店舗、川尻店・御領店・島崎店・水前寺店の実測を参考にしてほしい。
- (理由)
今回の予定店舗と牛深店では周辺の環境が大きく違い、自転車の利用が予測されるため。
- (2) 騒音については規制基準の遵守義務規定があり（騒音規制法第5条及び熊本県生活環境の保全等に関する条例第43条）、規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれた場合、改善勧告・命令の対象となります。（同法第12条及び同条例第48条）。
- (理由)
敷地境界の予測地点A'及びD'で規制基準を超える騒音レベルが予測されているため。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成21年8月7日から平成21年9月7日まで

登載依頼

熊本県教育委員会告示第8号

技能教育施設の指定等に関する規則(昭和37年文部省令第8号)第4条及び第6条第1項の規定により、技能教育施設及び指定技能施設の連携措置に係る科目の指定を、次のとおりとする。

平成21年8月7日

熊本県教育委員会委員長 中原 盛敏

- 1 指定技能教育施設の名称 KTC中央高等学院熊本キャンパス
(熊本市新市街7-19 ひかりビル2・3階)
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
商品と流通	商品と流通
商業技術	商業技術

熊本県選挙管理委員会告示第38号

平成21年8月30日執行予定の衆議院議員総選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項及び同法第23条第1項の規定に基づき行う選挙人名簿の登録基準日等、同法施行令(昭和25年政令第89号)第23条の11第2項の規定に基づき行う在外選挙人名簿に係る縦覧の期間は、次のとおりである。

平成21年8月7日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

- 1 選挙人名簿の登録基準日等
- (1) 被登録資格の決定の基準日 平成21年8月17日
(ただし、年齢については平成21年8月30日)
- (2) 登録日 平成21年8月17日
- (3) 縦覧期間 平成21年8月18日
(午前8時30分から午後5時まで)
- 2 在外選挙人名簿に係る縦覧期間 平成21年8月18日
(午前8時30分から午後5時まで)

熊本県選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定に基づき、次の施設を指定した旨の報告があった。

平成21年8月7日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
荒尾市	深瀬の森体育館	荒尾市下井手字深瀬山 1 9 3 番地 1
荒尾市	万田体育館	荒尾市原万田字倉懸 4 2 番地 3 4

熊本県公安委員会告示第 1 4 号

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 1 年 8 月 7 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	変更事項	変更後の内容	変更年月日
ノダコーポレーション株式会社 東京都目黒区三田一丁目 4 番 3 - 2705 号 野田 和彦	三陽自動車学校 熊本市田崎二丁目 1 番 11 号	初心運転者講習	名称及び住所	野田林業株式会社 熊本市上熊本三丁目 26 番 3 号	平成 21 年 6 月 1 日

熊本県公安委員会告示第 1 5 号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 1 2 年国家公安委員会規則第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 1 年 8 月 7 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

名称、住所及び代表者の氏名	使用する施設の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
ノダコーポレーション株式会社 東京都目黒区三田一丁目 4 番 3 - 2705 号 野田 和彦	三陽自動車学校 熊本市田崎二丁目 1 番 11 号	名称及び住所	野田林業株式会社 熊本市上熊本三丁目 26 番 3 号	平成 21 年 6 月 1 日